

中間とりまとめ

【まとめ方について】

- ・人口減少は全国的に生じていることであるが、この調査会の中間とりまとめは三重県に特化したものとしてまとめるのか。
- ・基本的には、三重県における問題の解決を求められているのではないか。
- ・中間取りまとめは一般的な事項であるため、全国的な状況として整理した上で、三重県の特長があればそれに加えるということではないか。
- ・「県議会・議員の在り方や果たすべき役割」というものは、人口減少等の状況にかかわらず、常に重要な問題としてあるものではないか。その関係性を整理してはどうか。
- ・人口の都市集中や新たな役割という点から、県議会や県議会議員がどのような代表であるのかということはどう変わり得ると考える。

人口減少により生じる課題・対応等

【県の区域内における人口の都市集中（人口格差）への対応】

- ・各市町や地域における人口減少の課題もあるが、広域自治体である県としてその区域内で人口の都市集中（人口格差）が生じているという観点から、広域自治体の議会としてどういう代表選出であるべきかを考えてはどうか。
- ・人口の地域格差や都市集中が、選挙区の在り方にどう影響するのかということが重要な意味を持つのではないか。
- ・人口の都市集中がある状況の中で、人口比例で選挙区を設けると、一票の格差が大きくなるか、人口が少ない地域の議席がなくなるか、選挙区が大きくなるという問題が生じるということであろう。
- ・人口の地域間格差が大きくなって、地域の代表機能が一部の地域では弱くなるという点が問題ではないか。

【市町の役割の補完など広域自治体として果たすべき役割の増加】

- ・今後、人口減少が進む市町においては行政基盤が脆弱になり、そのときには、これまで市町が果たしてきた役割を県が補完するなど、広域自治体としての県が果たすべき役割が大きくなる可能性がある。そうしたときには、県議会に代表されるべき民意・利益も従来とは異なってくるのではないか。例えば、これまで市町議会で代表されていた民意や利益を県議会に代表するような仕組みも考えていかなければならないのではないか。
- ・今後、県と市町村の役割が根本的に変わってくるのではないか。その際に、議会の役割も変わってくるのか、変わらないのか。
- ・広域自治体としての役割の増加は、多元的な代表性にする必要があるかどうかに関係するのではないか。
- ・「垂直補完」だけでなく、「水平補完」という考えもあるのではないか。

【施策等の方向性や優先順位の適切な決定】

- ・人口減少への対応に当たって、県全体の発展を考えたときには、人口減少の厳しい地域を優先するという考え方もある一方で、人口の集中する地域における雇用や産業の安定を優先的に図るという考え方もあり得る。そうした考え方をとったときに、どういった議会の在り方があるのかという整理ができるのではないか。

【課題や対応等の設定について】

- ・人口減少という視点だけで良いのかどうか。
- ・高齢化やジェンダー、外国人といった論点は考えなくて良いのか。
- ・人口減少に対しては様々な対応が考えられる中で、その方向性によって、議会の在り方等の考え方も変わってくるのではないか。地域間の「人口格差」や「市町の役割の補完」などといった論点だけで公平な議論ができるのか。

県議会・議員の在り方や果たすべき役割

【代表性の問題】

- ・代表性の問題や選挙の実効性が確保できているかという視点からの議論が必要ではないか。
- ・民主主義の質が問われているという観点が必要ではないか。
- ・議会において属性的反映性が確保できているのかどうかという観点が必要ではないか。
- ・合議機関としての議会の在り方は、地域代表の集まりというだけでなく、より多元的な代表の集まりとして考える必要があるのではないか。例えば、「地域」という軸だけでなく、「ジェンダー」・「年代」・「職業」といった多元的な軸があるのではないか。
- ・「選挙区」という制度によって、議員の視点が「地域」に局限されているのではないか。多元性をどこまで広げられるかということを考えていくべきではないか。

【地域代表としての役割】

- ・県議会議員は何を代表しているのか、地域代表として機能しているのか、あるいは地域代表であるべきなのかどうかといった視点から考えてはどうか。
- ・憲法15条において、公務員は全体の奉仕者と規定されていることから、制度上は県民全体の代表であって、地域の利害を代表するものではないという整理になるのではないか。他方で、現実には地域のきめ細かい情報や意向を県政に反映させることは議会の重要な役割である。
- ・県議会議員の定数訴訟に係る最高裁判例において、一定の地域代表性やコミュニティの代表といった意見に言及されていることもあり、法的にまったく無視して良いというものではないと思われる。
- ・文化や歴史的背景を有する「地域」と線引きにより生じる「区域」という概念を念頭に議論してはどうか。
- ・地域から議員を選出する意味は、当該地域の利益を強調するためにあるのか、議会そのものが地域の情報を集めることにあるのか。「地域代表」の意味するところは何であるのか考える必要があるのではないか。
- ・市町村と異なり、都道府県議会議員については選挙区制が採られていることから、議員も選挙区を意識するし、住民も候補者を地域の代表として意識するのではないか。
- ・2大政党制を前提とした小選挙区制論は、むしろ選挙区を採るがゆえに地域代表ではないというロジックであり、選挙区制度だから地域代表になるということは検討する必要がある。
- ・選挙区というのは、ある意味で地域に対するクォータ制と言えるのではないか。選挙区制と代表の問題として、選出議員が実態として何を代弁しているのかということは、重要な論点ではないか。
- ・国会議員も選挙区制であるため、選挙区制だから地域代表であるということは、成り立たないのではないか。
- ・「地域代表」というラベリングをするかどうかは別として、代表の建前論だけで終わるのでなく、実態としてどうであるのか議論する必要があると考える。
- ・地域代表の考え方に関する法的な整理は必要と考える。
- ・それぞれの地域における県議会議員の役割はどういったものであり、議員数が減ることによって生じる不都合があるのかどうか、そして、その不都合は行政的な措置等で補完することはできないのかどうかという視点から考えてはどうか。
- ・行政的な措置だけでなく、各市町村議会の議長や代表が集まって県議会に意見を聴くなど、政治的なラインとして、それぞれの地元の議会の意見や意向を反映させるといったことが考えられるのではないか。

県議会の議員定数及び選挙区の在り方

【1票の平等性について】

- ・1票の平等性として、政治的な参加の平等性と社会的な帰結の平等性があり、調査会においてどちらが正しいのかを決めることは難しい。
- ・政治的な参加の平等性について考えたときに、必ずしも議員数を減らさなければならないわけではなく、コストを他で減らすこと等により議員数を増やすことで、それを確保するということもあり得るし、社会的な帰結の平等性について考えたときには、例えば議員数が減ったとしても、それに代わる代替措置を講ずることで、それを確保するということもあり得るのではないかと。

【多元的な代表選出について】

- ・現行の選挙区制を前提とした際にどのように多元的な代表を選出することができるのか、ということが論点ではないか。その考え方の一つとして、選挙区を広げて大選挙区に近い形にすることが考えられる。その前提として、地域代表性や定数の人口比例に関する問題を議論する必要がある。

【選挙の競争性について】

- ・1人区の無投票率が高いなど、選挙の競争性が低いという状況がある中で、立候補のしやすさ等の観点から、そこでどのような選挙が行われているのか、代表性の問題や選挙の実効性が確保できているかという視点からの議論が必要ではないか。
- ・例えば、各地域に1人県議会議員がいることが良いと主張した際に、1人区が増えても良いのかどうか、その関係性を整理する必要があるのではないかと。

【選挙の実効性の確保について】

- ・制度面の議論だけでなく、無投票当選が生じていることや投票率が低い状況にあることなど選挙の実態面から、選挙の実効性の確保に関する議論も行う必要があるのではないかと。
- ・制度として選挙権を行使できる状況にあるのかどうか、実態として選挙権を行使しているのかどうかの両面から議論する必要があるのではないかと。

【議会運営の在り方との関係について】

- ・選挙制度の議論だけでなく、例えば、議場以外の各地域において議会の会議を開催することや、議員以外の多様な者から意見を聴取する場を設けるなど、議会運営の在り方からも検討できることがあるのではないかと。
- ・議員定数及び選挙区の在り方と議会運営の在り方とは連動する可能性はある。定数削減等の代替措置の一つとして、議会運営の在り方について検討することはあり得るのではないかと。

【議員定数及び選挙区に係る議論の整理について】

- ・これまでの定数改正においては、行財政改革や1票の格差の是正、地域間格差の是正といった論点が挙げられている。それらは県全体の利益を考えたものと言えるのであるが、具体的な定数や選挙区の議論になると北部や南部といった地域的な差が生じてきて、議論がまとまらないということが現状であろう。

【県議会の議員定数及び選挙区の在り方と県の政策等との関係】

- ・議会において県の政策や方向性が決定されるのであるから、定数・選挙区の在り方を決めること自体が、県の政策等の決定に影響を与えるおそれがあるということに留意する必要があるのではないかと。